

Title	国家観念の要素としての主権と統治権
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.1 (1913. 1) ,p.182- 198
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130122-0182

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

四月二十日
上略山田神人ト地下人ト德政ノ事ニ付テ山田
地下人等神人方へ發向、大略地下人也ハ纔三
百餘人云々

永享四年九月十二日
自大乘院書狀到來、卯剋國中土一揆亂入、奈
良坂傲々此外事共也、依傳土一揆申請旨年貢
等等一向免除了、證狀依官符衆徒籌出之背本
意云々珍事々々。

土一揆に關しては前に記したればこゝにはの
べず。たゞ此時代に全國に亘りてありしと見て
大過なからん。其他此日記には經濟に關する史
料甚多しと知るべし。
其他臥雲日件錄空華日工集鹿苑蔭涼軒日録など
有要のもの多けれども他日紹介せらるべき期あ
りと信ず。

國家觀念の要素として の主權と統治權

村田岩次郎

近世獨逸國法學の鼻祖と仰がる、「ゲルセル」
Göbel氏の小著「獨逸國法學提要」Grundzüge
eines Systems des deutschen Staatsrechtes.
並に「オットー・メーヘル」Otto Meier氏の「獨逸
國法學階梯」Einführung in das deutsche Staats
recht等世に出で、以來、獨逸國法學の進歩寔に
著しきものありと雖ども、今日尙、國法學上の根
本問題にして充分の解決を見ざるもの一二に止
まらず。國法學上何を以て國家と觀念す可きや、
主權 Souveränität 統治權 Herrschergewalt の孰
れを以つて國家觀念の要素となす可きや、聯邦
Bundesstaat 並に聯邦を構成する各支分國 Glied
staaten の法律上の性質如何等の問題の如き、尙
々學者の充分の研鑽を要するものなるを信ず。

我が國に於ける國法學上の著述に就て見るに、
聯邦並に支分國の法律上の性質に關する叙述は
概ね省略せられあり、又之を叙するも頗る簡單
又不充分なるに反し、獨逸の國法學者は其の著
書の卷頭に於て右の問題に關する極めて詳細の
論述を掲ぐるを例となせり。獨逸は人の知る如
く聯邦組織の國家なれども、我が國は單一國家
なれば、這般の問題を詳述す可き實際上の必要
之無きに因る可しと雖も、國法學上の國家觀念
論の如きは單一國家、複合國家を一貫するの問
題にして、斯の問題を解決せんと欲せば勢ひ聯
邦並に各支分國の法律上の性質に論及せざるを
得ざるなり。

併而茲に獨逸各學者の學說を一々紹介せんは
本誌の餘白の到底許す所にあらず、且又必ずし
も其必要あるにあらざれば、本稿に於ては獨逸
國法學界に異彩を放ち然も互に反對の見解を懷
抱せる獨逸の二大公法學者「フリッポ・ツォルン」

Philipp Zorn 並に「パウ・ラーバンド」Paul
Labandの二氏を拉し來り、其の學說を對照して
以て本論に入るの地歩を作らんと欲す。

〔其の一〕Philipp Zorn氏の學說

主權こそは國家の第一又最上の標徴なれ、主
權の存する所、即ち國家の存する所にして、主
權にして缺如せんか、國家は到底存在す可から
ざるなり。一千八百七十八年七月十三日の伯林
條約に於ける所謂半主權國勃牙利、伯林條約の
締結に至るまでの塞耳比亞、羅馬尼を始め第二
回ビュニツク役後の「カルタゴ」、一千七百九
十三年露西亞との條約締結後の波瀾土等何れも
均しく國家にあらざるなり。

夫れ主權は最高の權なり。既に最高の權なる
が故に其上に他の優等の權力あるを許さず、若
夫れ假りに斯かる場合ありたりとせんか、其の
優等なる權力こそ眞の主權たるなれ、同時に又

184

主權は不可分なり、若夫れ假りに主權の分割せられたる場合ありとせんか、分割せられたる主權は既に主權にあらざるなり。主權の分割せられたる處には唯二個の相對抗する權力を認む可きのみ。されば其の上に在りて爭議を決定するものなくんば二個の權力互に相闘ぎ相競ふて已む時なからん、斯くの如きものは主權にあらざるなり。又國法上の主權、國際法上の主權と云ふが如き區別あるにあらず、蓋し主權は單一なる觀念なればなり。"Souveränität ist ein einheitlicher Begriff" (Zorn, Das Staatsrecht des D. R. II Aufl. Bd. I, S. 65-6 然り而して主權の觀念と事實上の權力關係とは自から別問題をなすや言ふを俟たず。

遮莫主權の制限せらるゝ場合は全く之無きにあらず、共同の目的の爲めに條約を締結したる各國が其の條約の結果として主權に制限を加ふることあるが如し。斯かる場合に條約の定むる

所に依り制限を蒙ることあるも、其の國家は依然國家たるを妨げざる者にして、主權が國家觀念の要素たるは、斯かる場合に於ても猶ほ動かざる所の原則たるなり。其故如何となれば該條約の結果として、別に一定の中央機關を創設したりとするも、并は條約國の上に獨立する一層優等なる權力の機關にあらずして、實は各條約國自體の共同の機關たるに過ぎざればなり。

「ワイツ」氏が (Kieler Monatschrift, 1853, 49 4-530) 其の主權分割論を發表して以來、聯邦の觀念は主權分割論に依り説明し得て間然する所なきが如く近頃まで殆んど一般に信じ來りしに「ザイデル」氏出で、銳利當る可からざるの論鋒を以て舊來の主權說並に「ワイツ」氏の主權分割論を反駁する所あり (Zeitschrift für Staatswissenschaft, 1872, 185-256) 更に「ケーネル」(Hänel, Studien zum D. Staatsrecht. Derselbe, D. Staatsrecht) 出で「モーゲンズ」(Das Staatsrecht

des D. R. 3 Bde. 1876-1882, 4. Aufl. 4. Bde. 1901)

出づるに及んで、主權分割論は到底支持す可からざるものなること愈明白となり、數十年の久しき獨逸國法學界を風靡したる「ワイツ」の學說も斯くて遂に引導を渡されたるなり、され「ザイデル」氏が一概に聯邦の觀念を否認したるは正に角を矯めんとして牛を殺すの例に漏されるなり。

兎まれ角まれ學說の歸する所は Staat oder nicht Staat 即ち「國家なりや否や」の問題に在り (Zorn a. O. S. 68) 抑も聯邦の觀念たるや到底之を否認す可からざるのみならず、國家結合の特殊の形體として之を單一國家 (Einheitsstaat) と區別す可き充分なる論理上の根據を有するものなり。單一國家と聯邦とは正に國家形體の二大區分にして、國家形體の分類を之以上に進むるは只徒らに紛糾錯綜を招かんのみ。身上聯合 (Personalunion) は如何、是れ一の聯合國家にあ

185

らずして、實は二個の全く獨立せる國家のみ。物上聯合 (Realunion) は如何、是れ固と法理上の觀念にあらざるなり。帝國 (Reich) なる觀念亦然り。然らば集合國家 (Statenstaat) は如何、是れ聯邦 (Bundesstaat) に外ならず。同盟 (Allianz) は如何、是れ國家聯合 (Statenbund) に外ならずなり。 (a. a. O. S. 68)

果して然らば聯邦と國家聯合とは如何にして之を區別す可きか、兩者の相違は即ち左の諸點に在つて存す。

- (イ) 聯邦は國家にして、國家聯合は國家にあらず。
- (ロ) 聯邦は單一の人格なるに反し、國家聯合は多數の獨立せる國家(人格)の組合たり。
- (ハ) 聯邦に在りては主權其の中心に存するも國家聯合に在りては主權各獨立國に存す。
- (ニ) 聯邦の基礎は常に法律に在るも、國家聯合の基礎は常に條約に在り。

(ホ) 聯邦は權利主體たり、國家聯合は權利關係たり。

(ヘ) 國家聯合は複數主權の結合にして、聯邦は組織せられたる單一の主權なり。

(a. O. S. 69-70)

國家聯合の聯合各國は依然其の主權を保持するも唯條約の定むる所に依り、主權の行使を相互に制限するに外ならず、されば國家聯合は一般の條約に關する原則に従つて處理せらる可きものにして其の聯合關係を永久又は解消す可からざるものとなすを得ず。若夫れ聯合中の一國にして其の條約上の義務を履行せざるか、又は之に違反するの行爲あらんか、聯合中の他の國家は條約關係を破棄するの權利あるなり。又斯かる場合に備ふる爲め豫め裁決機關を設くること有り得るも、其の裁決は條約の定むる所に従はざる可からず、又其の裁決に服従するの義務は條約上の義務たるなり。されば國家聯合は國

法上の共同團體にあらず、又聯合國家其のものは決して統治權の主體にあらず、従つて觀念上同盟 Alliansz と區別するを得ざるなり。

聯邦に至りては即ち然らず。固より從來主權を有し來れる國家が新に聯邦を構成せんとするに當りては、條約に依るを通例とすと雖ども、此場合の條約は單に條約國相互の主權の行使を制限するを目的とするにあらずして、更に進んで各國が從來享有し來れる主權をば新國家の爲めに拋棄することを以て其の内容となすものなり。國家聯合に在りては聯合各國は共同の目的の爲めに條約に依り相互の主權の行使を制限するに反し、聯邦に在りては、聯邦の主權は法律に依りて各支分國の爲めに其の行使を制限す。聯邦を構成する各支分國は主權國として消滅し、國法上聯邦の總合主權 Gesamtsouveränität の構成要素として存在するものと云ふを得べし。聯邦成立して各國其の主權を事實上に喪失するに

至ると同時に之を目的としたる條約は法律上の意義を失ひ以後は單に歴史上の存在を有するに止まるものとす。(a. o. S. 72.)

〔其の二〕 Paul Laband 氏の學說

國家結合は其の組織の如何を論せず、將た又其の目的の那邊に存するやを問はず、觀念上之を大別して二種となすことを得。即ち一は條約に基く國際法上の結合 (Vertragmässige Völk-er rechtliche) にして、一は法人的國法上の結合 (Korporative Staatsrechtliche) なり。兩者の相違は恰も私法上に於ける組合 (Gesellschaft) と法人 (Juristische Person) と相異なるに似たり、一は權利關係 (Rechtsverhältnis) にして、一は權利主體 (Rechtssubjekt) たり。一は國際的權利關係にして國法上の組織にあらず、之に反して單一國家並に複合國家は其の國家組織の内部に於ては國際法上の原則の適用を排除す。

組合の法律上の基礎が組合契約 (Vertrag) に在るが如く、國家聯合の法律上の基礎は國際條約 (Vertrag) に在て存す。又私法人の法律上の基礎が定款 (Verfassung, Statut) に在るが如く、國家の法律上の基礎は憲法々規 (Verfassung, Statut) に在て存す。

(Laband, Das öffentliche Recht der Gegenwart Bd. I, D. Reichsstaatsrecht, 5 Aufl. s. 15-16)

國家が國家としての任務を遂行する爲めに獨立固有の統治權を有し、又獨立の統治意思を有するは即ち是れ國家に人格ある所以なり。國家聯合に在りては其の意思は聯合各國の共通意思の發表に外ならず、多數決の制度存する場合亦同じ。之に反して國家に在りては (從て聯邦も亦然り) 國家の意思は國家成員の意思と區別せらる、即ち國家の意思は國家成員の意思の總額にあらずして、國家獨立の意思なり、國家の成員、其の國家意思の構成に參與する場合亦同じ。

國家聯合に在りては聯合各國の統治權は縱令之を協同に行使するも、將て又協定の準則に従ふも均しく各國の分有する所たるに渝ることなし、されば國家の國際的聯合に在りては聯合各國こそ最高權力の主體たるなれ、之に反し、聯邦に在りては聯邦自體が各支分國 (Gliederstaaten) を統治するの權を掌握し、各支分國は最高權力 (Oberste Gewalt) を有することなし、此の最高權力を稱して主權と云ふ。國際的國家聯合に在りては聯合各國の統治權が主權なるに反して、聯邦に在りては聯邦の權力こそ主權たるなれ。(s.s.O.S.16)

是に於て乎、疑問を生ず、即ち其の疑問は國家が他の統治權に服するも猶其の國家たるを妨げざるや否やに在て存す。若夫れ斯の如きは國家なる觀念と全然矛盾するものなりとなさんか國家を構成要素とする集合國家 (Gesamtstaat) なるものは存在するを得ざることをなる可く、

從て條約に基いて結合する國家聯合と一定の範圍に於て自治制を布ける單一國家との以外に複合國家即ち國家を成員とする國家なるもの存在し得ざることを相成る可し。此の問題を解決せんと欲せば、先づ主權が國家觀念の要素なりや否やて先決問題を決定するを要す。

抑も最高權力の特徴は自己の意思を以て規律し、且つ他の權力に依り法律上の義務を課せらるゝことなきに在り。從つて主權は無制限にして又不可分ならざる可からず、時に「半主權」なる語を使用することあるも、斯かる場合の主權なる語は別種の意義に於て使用せらるゝものにして、然らずんば固より自家撞著と云はざるを得ず。政治書乃至國法学の書物に於ては最も簡單にして又國家の正型たる單一國家を以て國家に關する説明の土臺となし、又之を以て國家其のものと同一視するの結果、國家觀念を抽象するに當りても先づ單一國家を眼中に置き延び

て主權を以て國家觀念の要素となすに至る。然れども斯の如きは國家其のものを全然現實より引離しての觀察のみ、されば斯かる國家觀念と現實より歸納して得たる國家觀念とは固より一致す可きにあらざるなり。舊獨逸帝國時代の諸侯の領邑、北米合衆國の各州、土耳其の宗主權の下に在り又在りたる諸邦の如き其實主權を有せざるものをも猶國家と稱し來れるにあらざるや。實際に使用し來れる國家なる用語は斯くの如しとして、然らば觀念上國家の標徴は之を那邊に求む可きやてか問題を解決せざる可からず。主權を以て國家の要素にあらずとせば何を以て國家觀念の要素となす可きや、又何を以て國家と國家内の州郡市町村等の地方團體とを區別す可き標準となす可きやと云ふに、抑も國家の本質は其の固有の權力に依り統治するに在り。(p.a.O.S.17) 即ち其の統治權は委任せられたるものなる可からず、又更に優等なる權力團體の機關

として其の職務を行ひ、其の意思を實行するものなる可からず。國家は權利主體にして固有の權利範圍 (Rechtssphäre) を有し、又意思自由並に行爲自由 (Willens- und Handlungsfreiheit) を有す。個人並に其の團體に作爲、不作爲及び給付を命じ、且つ之が自由を強制し得るは即ち統治權の統治權たる所以なり、私法上に於ては債權者に與ふるに強制權並に命令權を含まざる請求權を以てす、蓋し債權債務の關係に於ては債權者も債務者も全く對當の地步に立てばなり。換言すれば債權者と雖も債務者に對し Macht を有することなきなり。之に反して國家高權は臣民に對し其命令を法律上強制し得るの權力たり、此の意義に於ける統治權は今日の法に於て國家に限らるゝ特權をなすものなり。然り、國家のみ獨り能く個人の意思を侵し、其の財産、自由並に生命を支配することを得るなり。市町村其他の公共團體は斯の如き權力を固有することな

し、固より斯く言へばとて地方團體が全く命令權を有せずと云ふに非ず。然れども其の命令の背後には常に國家ありて始めて其の效力を生ずるのみ。地方團體は廣き範圍に於て團體自體の行政權、條例制定權、又更に司法權をも有するとあれども、其の命令が遵由效力を生ずるが爲めには監督官廳の關與を條件とし、左なくば其の統治權の行使が特定の事項に付き國家より委任せられたるものならざる可からず。即ち地方團體が命令權を有し、其の命令を強制する場合に在りても該團體は國家に代り又は其の委任に基きて統治權を行ふものにして其の權力は本來は國家の權力たるなり。地方團體は臣民を有することなし、従つて其の住民に對する關係は猶私法上に於て債權者の債務者に對するが如く均しく *nachlos* なり、蓋し執行權は双方の場合に於て等しく國家の掌中に在て存すればなり、されば國家如何に小なりと雖ども此の國家高權を

有する點に於ては猶大國と異なる所なし、之と同時に地方團體如何に大なりと雖ども、又實際に於て國家の十數倍の實力を有する場合と雖も、猶國家高權を有せざる點に於ては小町村と擇ぶ所なきなり。國家と地方團體の相違する點は即ち茲に在り矣。(aa.O.S.18)

偕而右述ぶるが如くなれば最高にして又從て其の上に一層優等なる權力の存在を認めざる主權を以て國家觀念の要素となすを得ざること明白なり。其故如何となれば他の權力に服する場合と雖ども、猶個人並に團體に對して統治權を行使し、從て國權 *Souveränität* を保有し得可ければなり。統治權の行使不行使に關し他の權力の爲めに法律上の制裁を蒙る場合に在りては其の國家の主權團體にあらざること固より明白なるも、其の國家の統治權は斯かる場合に在りても消滅することなく又統治權其のものは優等なる團體の法に依つて變更せらるることなし。故に

「ゲルベル」氏の如く主權を以て完全なる國權の特質となすは、敢て不可なからんも之を以て國家觀念の要素となす能はざる也。(aa.O.S.19)

〔其の三〕主權か。統治權か。

獨逸に於ける學者の學説は自から獨逸帝國の實狀に支配せらるゝもの多し。仍て今前掲二氏の學説、果して孰れが是にして孰れが非なるやを言ふに先ち、獨逸帝國の今日有るに至れる事情に付きて聊か敘する所あるべし。

さて十九世紀の初め、拿破崙が萊因同盟 *Confédérés du Rhin* を組織するに及び、獨逸諸侯の領地は全然國法上の羈絆を脱し獨立の主權團體即ち所謂 *Fürstentum* を成し、其後獨立戰爭終結の後即ち一千八百十五年獨逸同盟 (*Deutscher Bund*) 組織せらるゝに至りても獨逸諸邦は寸毫も從前の主權を拋棄することなかりしなり。一千八百十五年より一千八百六十六年に至

る半世紀の間、概して獨逸民族の共同の利益を代表したる獨逸同盟は聯邦 *Bundesstaat* にあらずして單純なる國家聯合 *Staatenbund* たりしなり。聯邦と國家聯合との相違は前述二氏の學説に於て詳述せられたるが如く一は國法上の組織たるに反し、一は國際的聯合關係たり。蓋し聯邦は其の成立の基礎國法に在れども、國家聯合は其の成立の基礎常に條約に在り、一は成立及び存續の基礎權力關係に在れども、一は平等關係を以て其の成立及存續の條件となせばなり但し「ツォルン」並に「ラーバンド」の二氏は聯邦及び國家聯合を區別して、前者は權利主體 *Rechtssubjekt* なるに反し、後者は權利關係 *Rechtsverhältnis* なり云々と雖ども、予は此の區別は正確にあらずと信ず。

Reunion 即ち物上聯合に在りては其の當事國たる各國は各々獨立の一國にして聯邦の場合の如く各國の上に立つ可き中央權力ありて各國

が之に服従すると云ふにあらず、正に國法上の結合にあらずして國際法上の聯合たり。然るに此の國際法上の聯合たる物上聯合は第三國に對する關係に於て一國家の如くに看做され國際法上の權利を有し義務を負ふ。今便宜の爲め本誌前號に於ける板倉教授の論文の一節を引用すること左の如し。

「物上聯合 (Real Union) とは二箇以上の國家が其相互間には獨立の權利主體たるに拘はらず、爾餘の第三國に對しては、共同して唯一箇の權利主體と爲る國家の結合を云ふ。故に物上聯合を構成する國家と國家との間には互に國際法上の權利を有し義務を負ふ者なれども、聯合以外の第三國に對しては共同の權利義務を享有負擔し孤立しては何等の權利能力を有するものに非ざるを以て、物上聯合に屬する國家は完全なる權利能力者と云ふことを得ず」云々。(本誌前號六八〇頁)

即ち明白に國際的國家聯合たる物上聯合は聯合國相互の關係に於ては單に權利關係たるに止まるも第三國に對しては全然單一なる權利主體にして各國孤立しては權利能力なきものなり。予が國法上の聯合國家と國際的國家聯合とを區別するに權利主體たるを以てするを正確ならずとなす所以は即ち此に在つて存す。

論議聊か岐路に入りたれども、國家聯合の性質斯の如くなれば、獨逸同盟に屬する諸邦の人民は直接には毫も同盟に對する關係を有せざりしなり。即ち「フランクフルト・アム・マイン」に於ける聯合會議 (Bundestag zu Frankfurt a. M.) の決議は直に同盟各國の人民に遵由義務を負はしめたるにあらず、各國の政府が之を採用するに依りて始めて其の効力を生じたるなり。(聯合會議は一千八百十六年十一月五日始めて其の會合を見たり)。

獨逸同盟基本法 Grundgesetz des Bundes は名

は基本法と云ふと雖も實際に於ては國際條約の性質を有するものにして、即ち次の二箇の議定書より成れり。一は一千八百十五年六月八日の聯合議定書にして、一は一千八百二十年五月十五日の維納會議議定書即ち是なり。後者即ち維納會議議定書に於ては獨逸同盟が國際法上の聯合 Völkervereinigung なることを明言せり。

楮而獨逸同盟の解體前即ち一千八百六十六年六月十日普漏西は新憲法草案を提出したり。又同年八月普漏西は公然普漏西に敵抗せざる獨逸諸邦と同盟條約を締結せり。此の條約は尙純然たる國際條約なりしも、締盟諸國は之に依りて聯邦建設の義務を負擔したり。但し締盟諸國の議會は各自終局の議決權を留保したるを以て、單に聯合會議の議決のみを以てしては新憲法は未だ其の効力を生ずる能はざりしなり。普漏西提出新憲法草案を審議す可く一千八百六十六年十二月十五日を以て伯林に集合したる同盟

各國の全權委員は慎重審議の末憲法草案を確定し其後諸國は其の國法の規定に基き代表者の選舉を行ひたるが、此獨逸聯邦會議の伯林に開かれたるは一千八百六十七年二月二十四日なり。此の會議は單純なる憲法諮詢會議の性質を有したるものなり。討議は三月九日より四月十六日に及び、幾多の修正を経たる後、遂に五十三票に對する三百三十票の多數を以て之を可決したるなり。

聯邦憲法は諸國議會之を可決したる後、六月二十一日より同二十七日に至る間に於て各國政府之を公布したるが、其の効力を生じたるは一千八百六十七年七月一日なるを以て北獨逸聯邦は即ち斯の日を以て成立したるものなり。北獨逸聯邦成立の歴史的前提をなしたる一千八百六十六年八月の同盟條約は尙ほ同盟國が獨立の主權團體として締結したるものなるも、既に各國が聯邦憲法を採用し、北獨逸聯邦の成立する其

の瞬間に、八月條約は完全に其の目的を達したる結果として當然消滅したるものなり。されば此獨逸聯邦成立の法律上の基礎は八月條約にあらずして聯邦憲法其のものなり。

右の八月條約に酷似するものを一千八百七十年の所謂十一月條約なりとす。此の十一月條約は其の名の示すが如く純然たる國際條約に過ぎざりしも、其の條約の目的としたる所は北獨逸聯邦と南獨逸の各主權國との間に、従前は單に國際關係に過ぎざりしものを國法的關係に變更せんとするに在りき。乃ち北獨逸聯邦議會並に南獨逸諸國の議會は十一月條約を協賛して以て之に法律上の效力を生せしめ其の效力の始期を一千八百七十一年一月一日と確定したり。即ち斯の日を以て獨逸帝國は成立したるなり。然り而して獨逸帝國憲法の成立と同時に十一月條約は完全に其の目的を達したる結果として當然消滅したるものなるを以て、十一月條約は獨逸帝

國成立の歴史的前提をなしたるものなれども、帝國成立の法律上の基礎を成すものは十一月條約にあらずして獨逸帝國憲法其のものなり。

一千八百七十一年一月十八日「ベルサイユ」に於て獨逸皇帝の即位式舉行せられ、次で同年三月二十一日を以て第一回の帝國議會は伯林に開かれぬ。一千八百七十一年四月十六日を以て公布せられたる獨逸帝國新憲法は諸種の條約に基きて協定せられたる舊憲法に代りしものにして、舊憲法の基礎となれる諸種の條約とは一千八百七十年十一月十五日の北獨逸聯邦と巴典及び「ヘッセン」との條約、同年同月二十三日の巴威倫との條約及び同年同月二十五日の瓦敦堡との條約の三者を指すものなり。されば新憲法制定の目的は主として憲法規定の統一に在りしものにして、従て右の條約は獨逸帝國憲法を解釋する上に於ては今日尙ほ重大なる意義を有するものと云はざるを得ず。

獨逸帝國成立の由來概略上述の如し。巴威倫の學者「マクス・フオン、ザイデル」Max v. Seydel氏が獨逸帝國は主權を有する國家相互の間に締結せられたる國際條約に其の永久の基礎を置くものなりとし、獨逸帝國を以て聯邦にあらずして國家聯合なりとなしたるは甚しき誤見なり。其故如何となれば獨立帝國の成立は固と國際條約たる十一月條約に依りて其の最初の基礎を得たるものなるは争ふ可からざるの事實なるも、前述せるが如く此の條約たるや帝國憲法の成立と同時に消滅したるものにこそあれば法理上十一月條約を以て其の成立の基礎となす能はざるは恰も八月條約の北獨逸聯邦に於ける關係の如し。「ツオルン」氏が「ザイデル」氏に對し「ツイツ」氏の主權分割説の攻撃を稱揚すると同時に、其の聯邦否定論を非難したるは寔に當を得たり。是を以て主權、統治權の孰れを以て國家觀念の要素となす可きかの問題は、獨逸に在り

ては結局獨逸帝國を國家となし各支分國を以て地方自治團體なりと解すること「ツオルン」の説の如くなすか、將た又獨逸帝國並に各支分國共に國家なりと解すること「ラーバンド」の説の如くなすかの問題に歸着するものと云ふを得べし。獨逸の如き複雑なる國家組織並に歴史を有する國に在りては後説が至極穩當の學説として一般に歡迎せらるゝは洵に故なきにあらずと雖ども唯夫れ幾多の缺點の之に隨伴するを遺憾とす。

統治權を以て國家觀念の要素なりとなす論者は曰く「主權を有せざる政治團體にして猶且つ國家なる稱呼を有し又世人が普通に國家と呼び來れるもの實に其の例に乏しからず、然るに若し主權を以て國家の要素なりとなさんか、是等の國家は凡て國家にあらずとの不當の結論に到達せざるを得ず」と。然りと雖ども斯の如きの論法を以てすれば隸屬國も亦當然國家なりとの是

れを眞に不當なる結論を産まずんばならず、隸屬國は獨立の國家にあらずして一國の屬地のみ又被保護國が國家たるは國家なる稱呼を有するが故に國家たるにあらずして、被保護國も亦主權を有すればなり。唯被保護國は保護國との條約に依り國權行使の一部を保護國に委任したるの結果として、恰も未成年者が親權者の保護を受けるが如き地位に在るのみ。然れども斯の如き地位に在ることが、毫も被保護國の國家たることを妨げるざるは猶も未成年者も亦獨立の權利主體たることを妨げざるが如し。要するに一般の用語と學問上の觀念とは必しも一致するを要せざるなり。若夫れ絶對に其の必要ありとなさんか、一部主權國は主權國と云ふが故に法理上に於ても亦之を主權國と解せざる可からざることに相成る可し。然れども一部主權國は主權國にあらざるなり。一部主權國、隸屬國等の稱呼其のものが不當なるなり、然るに斯の如き

不當の稱呼を根據として不法に法理を弄せんとす。寔に本末を顛倒せるの議論なり。
次に統治權論者は曰ふ、「聯邦内の各支分國を國家にあらずとなさんか、各支分國と支分國內の地方團體即ち州、縣、郡、市町村等とは全く之を同一に論じ去るの結果を見る可きも、兩者の間には性質上に著しき相違ありて觀念上之を同一視するを得ざるを奈何せん」と。然り而して其の性質上の相違とは「ラーバンド」氏の學說中に見えたるが如く、聯邦内の各支分國は統治權を固有し、従つて國家なるに反し支分國內の市町村等の地方團體は國家より統治權を委任せられ居るものなりと云ふに在り。然れども此の差別論も亦予輩の敢て採らざる所なり。
「ラーバンド」氏は現代公法叢書第一編獨逸國法第五版第十八頁脚註に次の如く言へり。
「學者屢々曰ふ、地方團體は固有の統治權固有の強制權を有す、蓋し其の多くは現在の國家の

成立に先ちて存在したればなり」と。然れども是れ歴史の觀察のみ、法理上の觀察にあらざるなり、法理上に於ては地方團體は總べて國家の意思に基きて存在するのみ。……従て地方團體の有する一切の公權は悉く國家より委任せられたるものにあらざることをなし云々。
予は此の「ラ」氏の學說を其儘探て以て聯邦を構成する各支分國に當て嵌めんと欲するものなり。元來獨逸帝國を構成する各支分國は之を歴史的に觀察すれば「帝國より古し」と云はざるを得ず、然れども是れ單に歴史的の觀察のみ、法理上の觀察にあらざるなり。蓋し獨逸帝國の構成要素としての各支分國は法理上帝國に先ちて存在するを許さざればなり。是れ自明の理のみ。獨逸帝國と其の構成要素としての各支分國とは同時に成立し又同時に存在するを要すればなり。又法理上よりすれば各支分國は獨逸帝國の意思に基きて存在し又獨逸帝國の構成要素と

しては全く帝國の機關たる地位に立つものにして、従つて其の一切の公權は悉く帝國より委任せられたるものと解せざる可からざるなり。
「ツォルン」氏は獨逸帝國々法第一卷八十頁に次の如く斷言せり。
「各支分國の留保せる權利範圍は國法上帝國より委任せられたるものと看做す可き也」
斯のツ氏の斷言は洵に當を得せり。
夫れ斯の如し、統治權が固有なると否とに依て支分國と支分國內の地方團體とを區別するを得ず。否、實質上兩者の間に根本の差違あるにあらず、然るに強ひて之を區別せんとする一方に於ては、主權團體と非主權國とを一様に國家なりと主張す。論理に於て矛盾せりとの譏を免る可からず、予輩の之に與する能はざる所以なり。
之を要するに主權なる觀念は最高の權力を意味し、其の上に一層有力なる權力の存在を否認

するものにして、他の語を以て言へば、法律上（事實上の權力關係は問ふ所にならず）自己の意思に反して他の制肘を蒙らざるの狀態を指稱するものに外ならざれば、主權を以て國家觀念の要素なりとなす時は國家の上に國家あるを許さず。國家の下に國家あるを許さず、單一國家も所謂複合國家も實は均しく單一の國家たるなり。然り而して予は本題の直接關係する範圍内に於ては「ツオルン」氏の言を以て我意を得たりと爲すもの也。（完）

批評と紹介

AN INTRODUCTION TO THE STUDY OF PRICES

by W. T. Layton

千九百十二年發行 小判百五十五頁
東京實價 一回二十五錢

物價論は一面に於ては價值論、價格論と共に經濟學の根本を形づくるものにして、その純理的研究は最も困難なると共に、又學問上最も重要なるものに屬す。然れども實際社會にとりて重要なるはこの半面にあらずして他の半面にあり。社會に於ける各人の所得は貨幣を以て分配せらるゝものにして、貨幣の購買力を代表せる物價が變動するときは各人の實際所得に變動を來し富の分配に影響を與ふること、即ち是なり。その是れあるが故にこそ、物價問題は單に學者によりて研究せらるゝに止まらずして、政治家

實際家等の論議に上り來るなれ。近者、物價問題は世界の何れの部分にも發生し來り、論文に演説に盛に論ぜらるゝを見るも、概ねその論ずる所は物價騰貴の趨勢と、その原因と、その救濟策との外に出でずして、未だ物價の變動が分配上に如何なる影響を及ぼすやをも併せて系統的に論述したるものあるを見ず。然るに英人レイトン氏は最近「物價論」(W. T. Layton: An Introduction to the Study of Prices, 1912)なる一書を著して十九世紀に於ける物價史を研究し物價變動の原因及びその分配上に及ぼしたる影響を論述せり。四六版百六十餘頁にして分量の上より云へば素より大著と云ふこと能はざるも、僅少なる頁數の中によくこの問題を學理及び實際の兩方面より説明して甚だ要を得たり。左に簡單にその内容を紹介せむ。

元來本書は著者が昨年倫敦「ユニヴァーシティ・カレッジ」に於てなしたるニューマーチ氏紀念講